

第5章 計画の実現に向けて

1 基本的な考え方

- 共働[※]によるまちづくりの推進
- 目標設定による施策の推進

2 共働によるまちづくりの推進

(1) 都市内分権と共働によるまちづくりの推進

豊田市では、「豊田市まちづくり基本条例」、「豊田市地域自治区条例」、「豊田市市民活動促進条例」が制定され、都市内分権と共働によるまちづくりを推進する仕組みが整えられました。

都市計画マスタープランの推進にあたり、住みよい地域社会を築くために地域が主体的かつ継続的なまちづくりに取り組むことが重要となります。このため、自治区や地域会議を中心に情報を共有するとともに、中長期的課題も含めて目標を共有し、解決に向けて地域と行政が共働して推進してまいります。また、共働のまちづくりの趣旨を地域住民に浸透し、参画しやすい環境を築き上げるために、地域会議、自治区、地区コミュニティ会議、NPOなどが、それぞれの役割を果たしながら、それぞれの活動をつなぐネットワークづくりを進めます。

(2) 地区計画の積極的活用

良好な住環境の保全や防災まちづくり、住環境の改善などを地域が中心となって進めていくために、地区計画を積極的に活用します。

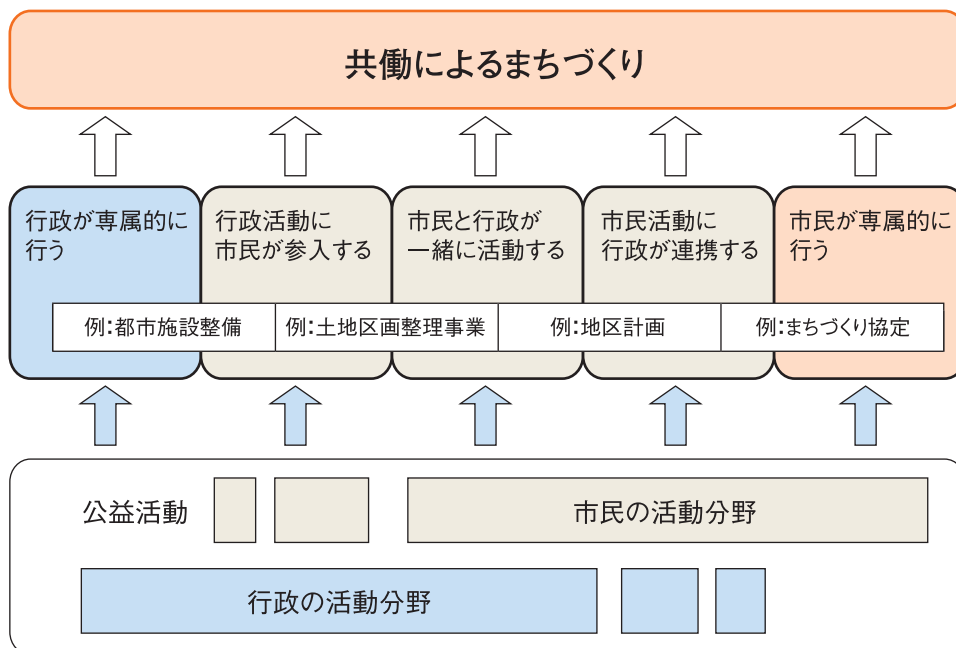
また、地区計画を活用しやすくするため、市民のまちづくり意識の向上や市民に対するまちづくり情報の提供を積極的に進めます。

(3) 市民主体のまちづくり活動の支援

共働によるまちづくりを促進し、地区計画など、市民が主体となった地域のまちづくりを推進するためには、専門的な技術支援が可能な仕組みづくりが求められています。

そこで、都市計画の専門家、公園や道路などの施設計画・運営の専門家、あるいは福祉や環境問題の専門家などが登録し、各地域自治区や、住民、自治区（まちづくり協議会）、地区コミュニティ会議、NPOなどまちづくり団体に対し、まちづくりに関する専門的な情報提供や講習会の開催、あるいは専門家派遣などを行う「まちづくり活動支援」の仕組みづくりを検討します。

共働によるまちづくりの推進



※共働:市民と市が共に働き、共に行動することでより良いまちをめざすこと。
市民と市が協力して働くことのほか、共通する目的に対して、それぞれの判断で、それぞれ活動することも含まれる。

3 目標設定による施策の推進

(4) 具体的な目標設定による施策の推進

都市計画マスタープランの実現に向け、施策を確実に進めていくため、具体的な目標を設定し施策を展開します。そこで、市街地整備や都市施設整備等について、第7次豊田市総合計画前期実践計画（計画期間：平成20年～24年度）を踏まえ、以下の成果指標を設定し、具体的な施策を展開します。

なお、都市計画マスタープランの目標年次である平成29年の目標値については、第7次豊田市総合計画後期実践計画（計画期間：平成25年～29年度）の策定時に設定し、目標達成に向け施策を展開します。

第7次豊田市総合計画前期実践計画を踏まえた成果指標

都市計画マスタープラン 部門別方針	成果指標	現状値 (基準年)	目標値
			平成24年
1-2 住宅地・住環境の方針	市街化区域の人口密度 〔市街化区域人口／工業専用 地域を除いた市街化区域面積〕	61.9人/ha (平成17年)	65人/ha
	都心地区の居住人口	11,542人 (平成17年)	12,700人
	土地区画整理事業の 整備面積率	20.8% (平成18年)	22%
1-3 商業・業務地の方針	都心地区の歩行者数	平日25,788人／日 休日20,428人／日(平成18年)	平日30,500人／日 休日25,000人／日
1-4 工業地の方針	公共による整備及び地区 計画の策定により供給 された産業用地面積(累計)	150ha (平成18年)	210 ha
2-1 道路整備の方針	都市計画道路の整備率	56% (平成18年)	60%
2-2 公共交通の方針	1日当たりの公共交通 機関の利用者数	約57,600人／日 (バス平成13年・17年、 鉄道平成18年)	約72,000人／日
2-4 公園・緑地整備の方針	市民一人当たりの都市公園面積 〔公園整備面積／人口〕	10.47m ² /人 (平成18年)	10.8m ² /人
	都市計画区域の緑地率	67.1% (平成19年)	維持
4 景観形成の方針	重点的に景観の保全や 形成を図る地区数	3地区 (平成19年)	10地区
	市道の無電柱化整備済延長	4.88km (平成18年)	12.2 km